

19世紀イギリスにおけるスポーツと制定法に関する史的考察

松井 良明

Historical Consideration on Sport and the Statutes in 19th-century Britain

MATSUI Yoshiaki

The aim of this study is to consider the historical effects of the criminal laws to modernization of sport. The text used in this study is *Chitty's Statutes*, 5th ed. published in 1894. The obtained result is as follows.

According to the text, the classifications of the parliamentary statutes referring to physical trainings, sports and recreations attained to 32. The contents of them are, Animals, Army, Bankruptcy, Baths and Wash-houses, Birds, Charities, Criminal Law, Dogs, Education, Factories and Shops, Fish, Game, Games and Gaming, Highways, Holidays, Inclosure, Infants and Children, Intoxication Liquors, Local Government, Markets and Fairs, Metropolis, Military Lands, Police, Prescription, Public Entertainment, Public Health, Public Improvement, Railways, Revenue, Shipping, Sunday, Vagrant.

Among them, the classifications of the statutes including the regulation by suppression or restriction relevant to physical trainings, sports and recreations attained to 21. They are Animals, Army, Birds, Criminal Law, Dogs, Fish, Game, Games and Gaming, Highways, Infants and Children, Intoxication Liquors, Markets and Fairs, Metropolis, Police, Public Entertainment, Public Health, Railways, Revenue, Shipping, Sunday, Vagrant.

The future subjects are to clarify the illegality relating to sport in Britain, to verify the regulations included in the above classifications.

1. はじめに

本研究の目的は、19世紀イギリスにおけるスポーツの近代化に対してイギリス法が果たした歴史的役割を検討することにある。

筆者はかつて19世紀に出されたスポーツに関わる判例を検討することにより、当該スポーツの合法化がイギリス法における「理由ある殺人」の裁定を得るさいの要件であったこと、またそのことが同時代のボクシングやフットボールの近代化に対しても一定の影響を与えていたことを指摘したことがあるが、そこで問題となるのが、同時代のイギリス法がいかなるスポーツを合法と見なしていたかという点にほかならなかった。¹⁾ このことに関するイギリス法の対応を明らかにするためには、判例や権威書に加え、制定法についても検討する必要があるが、管見では、このような観点から、同時代における制定法とスポーツとの歴史的関係を包括的に示した研究はまだ見られないのが実情である。²⁾

そこで本稿では、同時代のイギリスにおいてスポーツに関わる規定を有していたと考えられる制定法について、*Chitty's Statutes*, 5th ed. (1894) [『チティの実用制定法集』第5版(1894年)] が採用する分類項目を中心に考察することにより、同時代のスポーツと制定法に関する基礎的な知見を得たいと考えている。

2. 方法及び課題の設定

歴史的な制定法の内容を知るには、既存のいくつかの法令集を利用するのがもっとも一般的な方法である。

イギリス法学で用いられる法令集は大きく分けて2種類ある。「毎年制定される法令をまとめて刊行する法令全書的なもの」と、「現行法を系統的にまとめた六法全書的なもの」である。³⁾ 後者については、とくに古い時代の制定法を対象とする場合には *Statutes at Large* と呼ばれる法令集が、また後者については *Chitty's Statutes* や *Halsbury's Statutes of England* などがよく用いられる。いずれも同時代の私的な法令集であるが、研究者の間で

表1 3つのスポーツ法学研究における関連制定法及びその分類項目

文献	制定法	分類項目	主たる内容	掲載頁
A	治安判事法(1361年)	刑法	殺傷力を持つ武器や治安破壊に関する諸規定(スポーツ中の暴力)	p.173
	公益ユース法(1601年)	慈善事業	慈善団体に関する諸規定(スポーツ団体の慈善団体としての登録)	p.68
	公衆衛生法(1875年)	公衆衛生	公衆衛生を促進させるための諸規定	p.41
	狩猟許可法(1860年)	狩猟の獲物	狩猟許可制に関する諸規定(スポーツ権としての狩猟許可)	p.115
	対人犯罪法(1861年)	刑法	「理由ある殺人」に関する諸規定(スポーツ中の暴力ないしファウル)	p.408
	未成年者保護法(1874年)	未成年者と子供	未成年者の金銭的利益を伴う契約に関する諸規定(未成年者のスポーツ参加)	p.149
	漁業権法(1878年)	魚	釣りに関する諸規定	p.116
	騒擾損害賠償法(1886年)	警察	騒擾による損害賠償に関する諸規定(競技場からあふれ出た観客等による破壊行為に対する損害賠償)	p.123
	証人(公共調査)保護法(1892年)	刑法	公共調査に関する諸規定(歴史的なスポーツ施設の移転問題)	p.314
B	改正商船法(1862年)s54	船舶	船舶所有者の運行上の責任に関する諸規定(ボート競技中のルール違反による衝突事故)	p.24
C	治安判事法(1361年)	刑法	殺傷力を持つ武器や治安破壊に関する諸規定(スポーツ中の暴力)	p.151
	刑法(1722年)	刑法	武装した密猟者に対する刑罰の強化と裁判の迅速化	p.7
	公道法(1835年)	公道	公道に関する諸規定(フットボールなどの禁止)	p.15
	賭博法(1845年)	遊戯と賭博	賭博に関する諸規定(不法な遊戯法(1541年)の部分的廃止; 治安紊乱所所有者の刑罰; すべての賭事契約を無効とする)	p.7, p.180
	囲い込み法(1845年)	囲い込み	囲い込みに関する諸規定(囲い込まれていない荒地の保護)	p.2, pp.7-10
	対人犯罪法(1861年)	刑法	「理由ある殺人」に関する諸規定(スポーツ中の暴力ないしファウル)	p.147, p.152
	教育法(1870年)	教育	初等教育の義務化に関する諸規定(学校スポーツ普及の端緒)	p.16
	工場法(1874年)	工場と商店	工場運営に関する諸規定(工場労働者の余暇時間の増加[木綿産業における週56時間労働の導入])	p.16
	競馬場許可法(1879年)	大衆娯楽	競馬場許可制に関する諸規定(ロンドン近郊の競馬場における許可制)	p.180

出典: A. Grayson(1994)、 B. Beloff, Kerr, and Demetriou(1999)、 C. McArdle(2000)

表2 Chittyの分類項目に基づく制定法一覧(1)

分類項目	制定法	出典
a).動物 Animals	動物虐待法(1835年)	(2)C
	動物虐待法(1849年)	(2)C
b).浴場と洗濯場 Baths and Wash-Houses	浴場及び洗濯場法(1846年)	(2)A
c).慈善事業 Charities	公益ユース法(1601年)	(1)A
d).刑法 Criminal Law	治安判事法(1361年)	(1)A、C
	刑法(1722年)	(1)C
	対人犯罪法(1861年)	(1)A、C
	証人(公共調査)保護法(1892年)	(1)A
e).教育 Education	初等教育法(1870年)	(1)C
f).工場と商店 Factories and Shops	工場法(1848年)	(2)A
	工場法(1875年)	(1)C
g).魚 Fish	漁業権法(1878年)	(1)A
h).狩猟の獲物 Game	狩猟法(1671年)	(2)A、C
	狩猟法(1816年)	(2)A、C
	改正狩猟法(1831年)	(2)A
	狩猟免許法(1860年)	(1)A
i).遊戯と賭博 Games and Gaming	賭博法(1845年)	(1)C
	賭事法(1853年)	(2)C
j).公道 Highways	公道法(1835年)	(1)C、(2)C
k).囲い込み Inclosure	囲い込み法(1845年)	(1)C、(2)C
l).未成年者と子供 Infants and Children	未成年者保護法(1874年)	(1)A
m).地方自治体 Local Government	地方税法(19世紀半ば)	(2)B
n).市場と定期市 Markets and Fairs	定期市法(1871年)	(2)C
o).警察 Police	騒擾損害賠償法(1886年)	(1)A
p).大衆娯楽 Public Entertainment	競馬場許可法(1879年)	(1)C
q).公衆衛生 Public Health	公衆衛生法(1848年)	(2)A
	公衆衛生法(1875年)	(1)A、(2)A
r).船舶 Shipping	改正商船法(1862年)s54	(1)B
s).日曜日(安息日) Sunday	スポーツ合法宣言(1618年)	(2)A、C
	スポーツ合法宣言(1633年)	(2)C

出典: (1)A.Grayson(1994)、(1)B. Beloff, Kerr and Detriou(1999)、(1)C. McArdle(2000)
(2)A. McIntosh(1963)、(2)B. Mason(1988)、(2)C. Malcolmson(1973)

も広く利用されてきた。⁴⁾

上記2種類の法律文書のうち、法令全書的な法令集は、一定の期間に施行されたすべての制定法を、刑法、民法、行政法などの区別なく成立した順に掲載したもので、個々の制定法の全文を確認するには適しているが、本研究のように、特定の内容に関わる規定並びに制定法を抽出しようとする場合には必ずしも便宜たりえない。

また、六法全書的な法令集も「すべての制定法」を扱ってはいるが、独自の分類項目に基づいて整理されているため、研究対象と分類項目が一致しない場合には、別の方法で制定法を特定する必要が生ずる。また、刊行された時点で有効な法を示すものであることから、廃止や改正によって無効となった規定については知ることができない。

たとえば、Halsburyの法令集は初版が1907年から1917年の11年間にかけて出版されているが、この版を用いても20世紀初頭が基準となる。また、索引が付されていないため、複数の分類項目に分散することが予想されるスポーツに関わる制定法を抽出することは困難である。

Halsburyと同様、Chittyもいわゆる「六法全書」な法令集であり、その内容はあくまでも刊行年である1894年を基準としている。結果として、19世紀に出された制定法でも、その時点で無効となっていた規定は原則として収録していないし、1895年から1900年の間に施行された制定法についても考察対象からは外れることとなる。だが、同書には充実した索引が付されており、そこから制定法のみならず、各規定の内容も知ることが可能である。

以上の理由から、一定の制約はあるものの、本稿では、『チティの実用制定法集』第5版(1894年)〔以下、Chittyと略記〕を一次史料として用いることにした。⁵⁾同書が収録した制定法を中心に検討することにより、同書のいかなる分類項目の制定法がスポーツに関わる規定を有していたかを提示すること、また、そこから今後の研究課題を明らかにすることが本稿の課題である。

3. 研究対象

表1は、1990年代以降に刊行されたスポーツ法学関係の3つの研究書が言及していた19世紀以前の制定法をChittyの分類項目に基づいてまとめたものである。⁶⁾これらを参照するだけでも、スポーツに関わる制定法が複数の分類項目にまたがっていたことが理解できよう。

ところで、本稿の課題はChittyそのものを用いて制定法とその分類項目を提示することにあるが、そのために

は、スポーツに関わる制定法を特定するさいの判断基準が明らかにされる必要がある。そこで本稿では、上記のスポーツ法学研究に加え、それらが参照していた歴史研究を中心にして、それぞれの研究対象についても検討することにした。⁷⁾

ちなみに、表2は、表1に上述の歴史研究から抽出した制定法を追加し、Chittyの分類項目に基づいて整理し直したものである。関連する分類項目はさらに広がっているが、ここでも研究対象が問題となる。

McIntoshの研究は、『社会の中のスポーツ』という原題を掲げているが、「スポーツ」のみならず、「体育」や「娯楽」に関する言及も認められた。事実、「公衆衛生法」(1848年、1875年)や「浴場及び洗濯場法」(1846年)への言及は、アスレティシズム(パブリック・スクールに始まる団体競技や競技スポーツの礼賛)に関する章で為されていたものである。これに対し、Masonはとくにイギリスにおける「スポーツ」の独自性とその現代的な問題に注目するなかで「賭事法」(1853年)と「地方税法」(19世紀半ば)についてふれており、Malcolmsonの研究はもっぱらイギリスの「民衆娯楽」を対象とするものであった。このような研究対象の違いは、じつは先行するスポーツ法学研究についても認められた。

たとえば、Graysonが参照した歴史研究は、もっとも新しいものでMcIntoshのみであり、Beloff他は参考文献としては歴史研究を一切掲げておらず、また、Graysonが取り上げている狩猟、射撃、釣りといったフィールド・スポーツや娯楽についても対象からは除外し、「ゲームの最後に勝者が明確になる競技スポーツ」に焦点を絞ったと述べている。⁸⁾ Beloff他が19世紀におけるスポーツ関連の制定法として「改正商船法」(1862年)しかとり上げていなかったのはそのような事情によ

表3 制定法と分類項目の特定につながった索引事項

amusement(楽しみ)	angling(釣り)	animals(動物)[表2-a)]	animals, cruelty to(動物虐待)
badger(あなぐま)	baiting(動物掛け)	ball, public(舞踏場)	baths and washhouses(浴場と洗濯場)[表2-b)]
bear(熊)	betting(賭博)	bicycle(自転車)	billiards(ビリヤード)
bird, wild(野鳥)	black game(黒雷鳥)	boats(ボート)	bodily harm(傷害)
charities(慈善事業)[表2-c)]	cock(鶏)	common(入会地)	criminal law(刑法)[表2-d)]
dancing and music(舞踏と音楽)	dangerous performance(危険な行為)	education(教育)[表2-e)]	factory(工場)[表2-f)]
fish(魚)[表2-g)]	fair(定期市)	gambling(賭博)	game(狩猟の獲物)[表2-h)]
game dealers(獲物の販売業者)	game license(狩猟許可)	gamekeeper(ゲームキーパー)	games and gaming(遊戯と賭博)[表2-i)]
gun(銃)	gymnasium(屋内運動場)	hares(野兎)	hazard(ハザード)
heath game(ヒースの獲物)	highways(公道)[表2-j)]	holiday(休日)	horse(馬)
horse-racing(競馬)	hounds, pack of(猟犬)	inclosure(囲い込み)[表2-k)]	infants and children(未成年者と子供)[表2-l)]
kite(凧)	local government(地方自治体)[表2-m)]	Lord's day(主日)	lotteries(當くじ)
markets and fairs(市場と定期市)[表2-n)]	open field(オープンフィールド)	open spaces(オープンスペース)	park (public)(公園)
pistol(拳銃)	pitch and toss(ピッチ・アンド・トス)	playground(運動場)	pleasure ground(遊び場)
poaching(密猟)	police(警察)[表2-o)]	prize fight(プライズ・ファイト)	public entertainment(大衆娯楽)[表2-p)]
public health(公衆衛生)[表2-q)]	public resort(行楽地)	puppy(子犬)	rabbits(兎)
race(競馬会)	raffles(ラッフルズ)	recreation ground(レクリエーション用地)	rifle ranges(小銃射撃場)
roly-poly(ロリポリー)	sea birds(海鳥)	shipping(船舶)[表2-r)]	shooting(射撃)
shooting gallery(屋内射撃練習場)	skating rink(スケート場)	sport(狩猟家)	sunday(日曜日;安息日)[表2-s)]
sweepstakes(スイーパーステイクス)	swimming baths(プール)	theatres(劇場)	

注) 表中のアルファベットは表2の分類項目との重複を示す〔以下、同様〕

るものと考えられる。さらに、McArdleの研究は主としてフットボールを中心にイギリス法との関わりを論じたものであったことから、フットボールの発展史に関わる記述が見られるMalcolmsonとMasonの研究を参照していたのである。

このようなスポーツ史の現状を考慮するとともに、なおかつそれらを広く包摂する概念として、本稿では、「体育physical training」、「スポーツsport (フィールド・スポーツを含む)」、「娯楽recreation」に注目することにした。⁹⁾

4. Chittyに基づく制定法と分類項目

Chittyは第1巻から第12巻までが法分類の項目別に整理された制定法集であり、第13巻はすべて索引で構成されている。上述の「体育」、「スポーツ」、「娯楽」に関わる規定を有する制定法の特定にあたっては同索引を用いた。本研究では第13巻に記載された索引事項を基にして関連する制定法をすべて参照したが、上記3つの概念に関わる規定の抽出に直接つながったのは表3に示した索引事項であった。

次に表4は、関連する規定を有する制定法をChittyが採用する分類項目に従って示したものである(Chittyに掲載された制定法のみを記載)。なお、制定法の個別名称は、それぞれの略称(short title)を翻訳し記載しているが、略称、制定年、号数については、*Chronological Table of the Statutes* (2003)に依拠した。¹⁰⁾

5. まとめと考察

それでは次に、表4に示した分類項目について、スポーツ史の観点から考察を加えることとする。ちなみに表2で示した分類項目は全部で19であったが、Chittyの索引を用いて関連する制定法の抽出を試みた結果、分類項目は全部で32となった。新たに付け加えられたのは、「陸軍」、「破産」、「鳥」、「犬」、「休日」、「酩酊アルコール飲料」、「首都ロンドン」、「軍用地」、「慣習」、「社会改良」、「鉄道」、「歳入」、「放浪者」である。

表5は、表3で示した索引事項を関連分野ごとに整理し直すとともに、該当する分類項目をそれぞれ列挙したものである。以下、関連分野ごとに見ていくことにしたい。

5.1 スポーツと娯楽

ここで見られた個別のスポーツや娯楽は、フィールド・スポーツ(狩猟、射撃、釣り)、アニマル・スポーツ(牛掛け、牛追い、熊掛け、あなぐま掛け、馬掛け、闘鶏など、生きた家畜を用いるスポーツ)、競馬、不法

な遊戯(ハザード、富くじ、ピッチ・アンド・トス、ラッフルズ、ロリ・ポリー)、自転車、ビリヤード、ダンス、プライズ・ファイト、ボート、凧あげであった。

狩猟、射撃、釣りは、イギリスでは長い間ジェントルマンの排他的特権であり、それを持たない周辺の住民については、獲物を殺す行為は「密猟」、また獲物の売買は「密売」にほかならなかった。法的根拠となったのは一連の「狩猟の獲物」に関する制定法(「狩猟獣法[game laws]」)である。もっとも、射撃に必要な銃の所持に関する許可制や、釣りを正当化する漁業権に関しては、「狩猟獣法」とは別に、「歳入」や「魚」の分類項目に掲載された制定法による規定が存在した。¹¹⁾ また狩猟に用いる猟犬に関しては、「飼犬許可法」(1867年)や「関税及び国内税収法」(1878年)を、また、「狩猟の獲物」に関する刑罰については「警察」及び「刑法」に分類された制定法の存在を確認することができた。

アニマル・スポーツについては、先行研究においても一連の「動物虐待法」に関する言及は見られたが、それらを禁止する規定が「公道法」(1835年)、「首都警察法」(1839年)、「地方警察条項法」(1847年)にも存在したことは言及されていなかった。¹²⁾

競馬は、生きた馬を用いるという点でアニマル・スポーツに含めることも可能であるし(「動物」に関する諸規定との関わり)、場合によってはフィールド・スポーツに含めることも可能だが(馬の所有に関する「歳入」との関わり)、本研究では、とくに「遊戯と賭博」に関わる点に留意したことにより、それらとは別に整理することにした。事実、Hugginsによる平地競馬に関する最近の研究でも、賭事の問題に焦点を当てた章が設けられており、「賭博法」(1845年)及び「賭事法」(1853年)への言及もその中で見られた。¹³⁾ ただし、1845年法が競馬における「スウィープ・ステイクス」を富くじと同等と見なし、違法と規定したことについては、その後の競馬の実施方法にも影響を及ぼした可能性があるにも関わらず言及されていなかった。なお、賭博については、DixonやClapsonによる研究もある。¹⁴⁾ とくに後者は、「改正放浪者」(1873年)についてもふれているが、いずれの研究でも、表4の「遊戯と賭博」で示した以上の制定法についてはふれていなかった。

「不法な遊戯」を禁ずる規定そのものは、イギリスでは中世末期以来見られたものだが、19世紀まで効力を有していたのは、ヘンリー8世の治世に制定された「不法な遊戯法」(1541年)による「不法な遊戯」に関する規定であった。¹⁵⁾ 「賭博法」(1845年)で注目し値するのは、それまで区別されていなかった遊戯の内容を「技術の遊戯」と「偶然の遊戯」に分け、前者を「不法な遊

表4 Chittyの分類項目に基づく制定法一覧(2)

分類項目	制定法	主たる内容	規定の掲載条項	掲載巻; 出典
動物 Animals a)	動物虐待法(1849年)12&13 Vict. c.92	牛掛け、熊掛け、闘犬、闘鶏を助長ないしは黙認した者への刑罰; 闘鶏の禁止を明記; 馬の屠殺への許可制	ss.2-3,s.11	vol.1; (2)C
	動物投棄法(1876年)39&40 Vict. c. 13	馬などの家畜への有害薬物の投与を禁止	s.1	vol.1
	動物虐待法(1876年)39&40 Vict. c. 77	動物虐待に対する刑罰を5ポンド以下から100ポンド以下の罰金ないしは3ヶ月以下の禁固に強化	s.2	vol.1
陸軍 Army	陸軍法(1881年)44&45 Vict. c. 58	私闘(fighting a duel)の禁止; 軍隊が認めるレクリエーション室での舞踏会、音楽会などの催し許可	s.38,s.174	vol.1
破産 Bankruptcy	破産法(1890年) 53&54 Vict. c. 71	賭博による破産者に対する免責は無効	s.8(3)(f)	vol.1
浴場と洗濯場 Baths and Wash-Houses b)	浴場及び洗濯場法(1846年)9&10 Vict. c. 74	健康、慰安、福祉の観点から、行政区や教区に公衆の浴場、洗濯場、屋外水浴場の設置を求める	s.1	vol.1;(2)A
	浴場及び洗濯場法(1847年)10&11 Vict. c.61	「浴場及び洗濯場」の設置基準及び使用料金	schedule.1	vol.1
	浴場及び洗濯場法(1878年)41&42 Vict. c.14	屋内プールも「浴場及び洗濯場」に含める; 使用料金の基準の改定; 施設の閉鎖に関する権限を自治体に移管; 同法に基づく屋内運動場の使用料金を定める権限	ss.3-5,s.8	vol.1
鳥 Birds	野鳥保護法(1880年)43&44 Vict. c.14	野鳥(海鳥を含む)の禁猟期間中(3月1日から8月1日)の射撃を禁止; 特別保護鳥85種類の一覧	s.3, schedule	vol.1
	野鳥保護法(1881年)44&45 Vict. c. 51	違反の例外; 特別保護鳥に雲雀(ひばり)を追加	ss.1-2	vol.1
	野鳥保護法(1894年)57&58 Vict. c. 24	特別区域における野鳥の卵の保護; 自治体に対して独自に禁猟地区を指定する権限を認める	ss.2-4	vol.1
慈善事業 Charities c)	永代保有及び公益ユース法(1888年)51&52 Vict. c. 42	公園、公立学校(グラウンドを含む)、公立博物館の土地の寄贈に関する諸規定	pt.III,s.6	vol.1
刑法 Criminal Law d)	重労働法(1822年)3 Geo. 4, c.114	賭博店経営者に対する重労働を伴う投獄の刑罰	s.1	vol.3
	夜間密猟法(1828年) 9 Geo.4, c. 69	「夜間」、「狩猟の獲物」の定義	ss.12-13	vol.3
	対人犯罪法(1861年)24&25 Vict. c. 100	「理由ある殺人」; 射撃による傷害; 武器によらない傷害; 馬車の危険な運転による傷害	s.7,s.18, s.20,s.35	vol.3;(1)A, C
	窃盗法(1861年) 24&25 Vict. c. 96	鹿の屠殺ないし捕獲; 鹿に関する犯罪; 銃等の差し押さえ; 野生鳥獣保護区での野兎の屠殺ないし捕獲; 夜間の野兎の屠殺ないし捕獲; 鳩の屠殺; 私有の川での釣りないし夜間の釣り(漁業権); 釣り道具の差し押さえ	ss.12-17, ss.23-25	vol.3
犬 Dogs	首都警察法(1839年) 2&3 Vict. c. 47	首都警察管轄区域内で犬、馬、牛などを解放し、人、馬、牛などを攻撃させたり、けしかけることを禁止(牛掛け、馬掛け、牛追い等)	s.54	vol.3
	地方警察条項法(1847年) 10&11 Vict. c. 89	犬その他の動物を解放し、人、馬、牛などを攻撃させたり、けしかけることを禁止(牛掛け、馬掛け、牛追い等)	s.28	vol.3
	飼犬許可法(1867年) 30&31 Vict. c. 5	飼犬への課税方式の変更; 許可証なしに飼育することへの刑罰; 生後6ヶ月に満たない子犬については無税	ss.2-10	vol.3
	関税及び国内税収税法(1878年) 41&42 Vict. c. 15	子犬への課税の特別条項; 犬の年齢証明は飼主に帰する; 生後12ヶ月に満たない猟犬の子犬は無税	ss.17-23	vol.3
教育 Education e)	初等教育法(1870年) 33&34 Vict. c. 75	初等教育の義務化に関する諸規定	ss.5-24	vol.4;(1)C
工場と商店 Factories and Shops f)	工場及び作業場法(1878年) 41&42 Vict. c. 16	日曜日における工具の雇用を禁止; 休日に関する諸規定(休日増加法1875年も参照); 子供の教育に関する諸規定	ss.21-23, ss.42-51	vol.4
魚 Fish g)	窃盗法(1861年) 24&25 Vict. c. 96〔再掲〕	私有の川での釣りないし夜間の釣り(漁業権); 不法な釣人への刑罰; 釣り道具の差し押さえ	ss.24-25	vol.4
	損害賠償法(1861年)24&25 Vict. c. 97	私有の川や池からでの不法な釣り(漁業権の侵害)に対する窃盗罪の適用	s.32	vol.4
	鮭漁法(1861年) 24&25 Vict. c. 109	イングランドにおける鮭の供給量を保つための諸規定; 照明、槍、網などの使用、若い鮭、産卵期の捕獲などを禁止; 以前の関連制定法の廃止	preface, ss.5-22, s.39, schedule	vol.4
	鮭漁法(1865年) 28&29 Vict. c. 121	鮭漁の地域制限とその権限; 許可制に関する諸規定	preface, ss.33-38	vol.4
	鮭漁法(1873年) 36&37 Vict. c. 71	定義; 鮭漁の許可地域; 鮭漁及び鮭販売の制限期間; 許可制	pt. I - IV	vol.4
	淡水漁業法(1878年) 41&42 Vict. c. 39	釣り(淡水魚)に関する諸規定; 淡水魚の保護; 許可制; 禁漁期間(3月15日~6月15日)	ss.1-11	vol.4;(1)A
淡水漁業法(1884年) 47&48 Vict. c. 11	1878年法の改正	ss.1-9	vol.4	
狩猟の獲物 Game h)	夜間密猟法(1828年) 9 Geo.4, c. 69〔再掲〕	夜間武装し、3人以上の徒党を組んで猟を行う者は7~14年の流刑	s.1	vol.4
	改正狩猟法(1831年)1&2 Will. 4, c. 32	身分ないし財産による狩猟制限の廃止; 「狩猟の獲物」とされる鳥獣の種類(野兎、ヒースの獲物、黒雷鳥など); 禁猟期間及び日曜日における狩猟行為の禁止; 入会地の獲物を地主の所有物と規定	s.1-3,s.10	vol.4;(2)A
	夜間密猟法(1844年) 7&8 Vict. c. 29	夜間密猟の禁止	s.1	vol.4
	野兎法(1848年) 11&12 Vict. c. 29	許可証を持たない者の野兎を禁止; 例外の諸規定	ss.1-2,s.4	vol.4
	狩猟許可法(1860年)23&24 Vict. c. 90	狩猟及び獲物売却の許可制に関する規定; ゲームキーパーの許可制	ss.7-8, ss.14-15	vol.4; (1)A
	窃盗法(1861年) 24&25 Vict. c. 96〔再掲〕	野生鳥獣保護区における野兎	s.17	vol.4
	密猟防止法(1862年) 25&26 Vict. c. 114	「狩猟の獲物」とされる鳥獣の種類(野兎、ヒースの獲物、黒雷鳥など); コンスタブルが容疑者を取り調べる権限	ss.1-2	vol.4
	狩猟獣法(1880年) 43&44 Vict. c. 47	許可証の免除; 夜間の射撃及びバネ銃の禁止	s.4,s.6	vol.4
	蔵入、友愛協会、国債法(1882年) 45&46 Vict. c.72	銃の不正使用に関する細則	s.6	vol.4
	関税及び国内蔵入法(1883年) 46&47 Vict. c. 10	狩猟に関する許可期限の変更; 銃ライセンスの終了期限	ss.4-6	vol.4
	砂鷄保護法(1888年) 51&52 Vict. c. 55	砂鷄(さげい)の禁止	s.1	vol.4
	野兎保護法(1892年) 55&56 Vict. c. 8	3月から7月の期間の野兎の売却を禁止	s.2	vol.4
遊戯と賭博 Games and Gaming i)	不法な遊戯法(1541年) 33 Hen. 8, c.9	不法な遊戯を目的とする家屋の維持及び出入りの禁止; 治安判事は治安紊乱所を禁止する権限をもつ; 労働者はクリスマスを除き、テニス、カードその他の不法な遊戯を行ってはならない	ss.8-11	vol.4
	富くじ禁止法(1698年) 10 Will. 3, c. 23	私的な富くじの所持及び印刷に対する刑罰	ss.2-3	vol.4
	富くじ法(1710年) 9 Anne, c.6	治安判事に一連の富くじを用意したり、印刷することを防止する権限を移管	s.57	vol.4
	富くじ法(1721年) 8 Geo.1, c.2	富くじによる土地や商品の競売を禁止	ss.36-37	vol.4

	富くじ法(1722年) 9 Geo.1, c.19	外国の富くじ販売を禁止	ss.4-5	vol.4
	不法な遊戯法(1728年) 2 Geo.2, c.28	治安判事に当事者が不法な遊戯を行わないという保証をとる権限を移管	s.9	vol.4
	富くじ法(1732年) 6 Geo.2, c.35	外国の富くじに対する刑罰を強化	s.29	vol.4
	賭博法(1738年) 12 Geo.2, c.28	「ラッフルズ」、「ハザード」、「ファラオ」などの遊戯を禁止	ss.1-2	vol.4
	賭博法(1739年) 13 Geo.2, c.19	「バックギャモン」を除く、「パッセージ」などのさいころを用いた遊戯を禁止	s.9	vol.4
	賭博法(1744年) 18 Geo.2, c.34	「ルーレット」、「ロリボリー」などカードやさいころを用いた遊戯の場を提供する者への刑罰	ss.1-2	vol.4
	治安紊乱所法(1751年) 25 Geo.2, c.36	ロンドン及びウェストミンスター、ないしその20マイル以内で無許可の興行を行う者への刑罰; 治安紊乱所の所有者に対する刑罰	ss.2-5	vol.4
	賭博法(1802年) 42 Geo.3, c.119	不法な遊戯ないし富くじの場所を提供した者、それらに関与した者への刑罰	ss.1-2	vol.4
	富くじ法(1823年) 4 Geo.4, c.60	富くじ券を売った者への刑罰	s.41	vol.4
	富くじ法(1836年) 6&7 Will.4, c.66	外国の富くじの広告を行った者への刑罰	s.1	vol.4
	競馬法(1840年) 3&4 Vict. c. 5	賭博法(1739年)の競馬に関する制限を廃止	s.1	vol.4
	賭博法(1845年) 8&9 Vict. c. 109	不法な遊戯法(1541年)の部分的廃止; 治安紊乱所所有者の刑罰; すべての賭事契約を無効とする; ビリヤード台の許可制; 競馬におけるスウィープステイクス(勝者が賭金の全額を受け取る)は富くじと同様に違法と規定	ss.1-4, ss.11-13, s.18	vol.4; (1)C
	美術家協会法(1846年) 9&10 Vict. c. 48	くじ引きによる絵画などの処分の分配に関して許可を得た団体の合法性	s.1	vol.4
	賭事法(1853年) 16&17 Vict. c. 119	賭事店で賭表や賭金を引き受ける旨の広告を出し営業する者への刑罰	s.7	vol.4; (2)B
	賭博場法(1854年) 17&18 Vict. c. 38	賭博場経営者への刑罰	s.4	vol.4
	許可法(1872年) 35&36 Vict. c. 94	賭事法(1853年)に違反した者への刑罰の改正	s.17	vol.4
	改正放浪者法(1873年) 36&37 Vict. c. 38	街路等の公けの場所で賭博を行う者への刑罰	s.3	vol.4
	賭事法(1874年)37&38 Vict.c.15	賭事法(1853年)の改正; 賭事に関する広告の郵送を違法と規定	s.1,s.3	vol.4
	未成年者賭事及び貸付法(1892年)55&56 Vict.c.4	賭事を勧誘するちらしを子供に郵送する行為を禁止	ss.1-2	vol.4
	賭博法(1892年) 55&56 Vict. c. 9	賭博法(1845年)が無効とした契約に基づく金銭の返金は無効	s.1	vol.4
公道 Highways	公道法(1835年) 5&6 Will. 4, c. 50	公道でのフットボール、牛追い、牛掛けの禁止; 公道での馬、馬車、自転車による危険な運転行為に対する刑罰	s.72,s.78	vol.5; (1)C, (2)C
j)	公道法(1864年) 27&28 Vict.c. 101	公道での家畜の徘徊に対する所有者の法的責任	s.25	vol.5
	改正公道及び交通法(1878年) 41&42 Vict. c. 77	地方行政に自転車の使用を統制する条例制定の権限を移管	s.26(5)	vol.5
休日 Holidays	銀行休日法(1871年) 34&35 Vict. c. 17	1年に4回の銀行休日(全企業の休日化を促進)	schedule	vol.5
	休日増加法(1875年) 38&39 Vict. c.13	税関、保税倉庫、内国歳入事務所への休日の適用	s.1	vol.5
囲い込み Inclosure	入会地法(1235年) 20 Hen. 3, c. 4	開発のための囲い込みの法的根拠となる諸規定: マナー領主は放牧利用に十分な牧草を残せば囲い込みを行ってもよい	s.1	vol.5
k)	入会地法(1285年) 13 Edw.1, st.1, c.46	マナー領主の囲い込み権を隣人も認める諸規定	s.1	vol.5
	囲い込み法(1773年) 13 Geo. 3, c. 81	入会地とオープン・フィールドの運営に関する包括的諸規定	s.1	vol.5
	囲い込み法(1801年) 41 Geo. 3, c. 109	以前の個別の囲い込み法を集約するための諸規定	s.1	vol.5
	囲い込み法(1836年) 6&7 Will. 4, c. 115	囲い込みの促進のための諸規定; 都市に近いオープン・フィールドの保護	s.1,s.55	vol.5
	囲い込み法(1845年)8&9 Vict. c. 118	囲い込まれていない土地のレクリエーション用地としての保護	s.30	vol.5; (1)C, (2)C
	首都入会地法(1866年) 29&30 Vict. c. 122	首都に隣接する入会地の保護と管理に関する諸規定(首都警察管轄区域内の入会地の囲い込みを禁止)	ss.2-5	vol.5
	入会地法(1876年) 39&40 Vict. c. 56	入会地の統制と保護のための諸規定; レクリエーション用地の統制	pt. II (ss.21-33)	vol.5
	改正入会地法(1893年) 56&57 Vict. c. 57	入会地法(1235年)の廃止; 入会地の囲い込みについての諸規定(内務大臣の同意が必要)	s.2	vol.5
未成年者と子供	子供危険行為法(1879年) 42&43 Vict. c. 34	雇用できない14歳以下の子供による危険な興行の禁止	s.3	vol.5
Infants and Children I)	未成年者賭事及び貸付法(1892年)55&56 Vict. c. 4(再掲)	賭事を勧誘するちらしを子供に送る行為を禁止	ss.1-2	vol.5
酩酊アルコール飲料	歳入法(1863年) 26&27 Vict. c. 33	舞踏場でのアルコール販売特別許可	s.20	vol.5
Intoxication Liquors	許可法(1872) 35&36 Vict. c. 94	賭事法(1853年)が禁ずる不法な遊戯を許した者への刑罰; 定期市及び競馬場でのアルコール販売の特別許可	ss.17-18	vol.5
	内国歳入法(1880年) 43&44 Vict. c. 20	賭博法(1845年)によるビリヤード許可証における「課税アルコール類」からビールを除外	s.47	vol.5
地方自治体 Local Government	地方自治体委員会法(1871年) 34&35 Vict. c. 70	浴場及び洗濯場法(1846年及び1847年)や公衆衛生法(1848年)などに基づく権限を有する地方自治体委員会の設置	preface,ss.1-8	vol.7
m)	地方自治体法(1888年) 51&52 Vict. c. 41	つぎに関わる諸規則を定める権限: 音楽堂、劇場、舞踏場、競馬場の許可; 地方自治体に自転車統制する規則を定める権限を移管	s.3,s.85	vol.7
	地方自治体法(1894年) 56&57 Vict. c. 73	教区委員会は次の法を適用する権限をもつ: 浴場及び洗濯場法(1846年)、社会改良法(1860年)など; 公衆衛生法(1875年)及び改正公衆衛生法(1890年)に基づくレクリエーション用地の提供に関する規則、自治体が入会地に関する届けを農業局に提出する権限をもつ; つぎの事柄に関する権限の移管: 狩猟の獲物の売却許可、定期市の廃止及び期間の変更、子供の保護; 休日に関する規則	ss.7-8,s.27,s.73	vol.7
市場と定期市 Markets and Fairs	市場及び定期市条項法(1847年) 10&11 Vict. c. 14	市場及び定期市に関する以前の諸規定を統合する法; 市及び定期市は日曜日に開催できない	s.1,s.14	vol.7
n)	首都定期市法(1868年) 31&32 Vict. c. 106	首都警察管轄区内で不法な定期市を開催しようとする者への刑罰及び賭博や遊戯に関わる諸設備の強制撤去	s.2	vol.7
	定期市法(1871年) 34&35 Vict. c. 12	内務大臣に娯楽目的の「不必要な」定期市を廃止する権限を移管	s.3	vol.7;(2)C
	定期市法(1873年) 36&37 Vict. c. 37	内務大臣に定期市の開催期間を変更する権限を移管	s.6	vol.7

首都ロンドン Metropolis	改正首都管理法(1856年) 19&20 Vict. c. 112, s.11	遊園地及びオープン・スペースの供給に関する諸規定	s.11	vol.8
	首都オープン・スペース法(1877年) 40&41 Vict. c. 35	首都委員会にオープン・スペースを確保し、維持する権限を移管	ss.1-3	vol.8
	改正首都管理及び建造物法(1878年) 41&42 Vict. c. 32	劇場及びミュージック・ホールの火災を防止するための諸規定	ss.11-13	vol.8
	首都労働委員会(諸権限)法(1882年) 45&46 Vict. C. lvi	劇場の出口に関する基準; 刑罰	s.45,s.48	vol.8
	ロンドン地方議会(一般権限)法(1890年) 53&54 Vict. c. ccxliii	公園とオープン・スペースに関する条例を定めるための諸規定; ロンドン地方議会による条例	ss.14-21	vol.8
軍用地 Military Land	軍用地法(1892年)55&56 Vict. c. 43	内務大臣に砲術及び小銃射撃場、軍事教練を含む、土地の軍事利用に関する条例を制定する権限を移管	pt. II ss.14-18	vol.8
警察 Police o)	首都警察法(1839年) 2&3 Vict. c. 47〔再掲〕	禁じられた時間帯における定期市の開催に対する刑罰; 管轄区域内の行楽地におけるアルコール販売の禁止; 無許可の劇場公衆などに対する刑罰; ライオン、熊、あなぐま、鶏、犬その他の動物による闘いや動物掛けのための場所の提供を禁止; 動物を用いた大衆娯楽、犬の解放、街路での発砲、風揚げなどに対する刑罰	s.38,s.44,s.46,s.47,s.54	vol.9
	地方警察条項法(1847年) 10&11 Vict. c. 89〔再掲〕	街路での犯罪(大衆娯楽、動物の調教、危険な乗馬、火器の使用、風揚げなど)に対する刑罰	s.28	vol.9
	首都街路法(1867年) 30&31 Vict. c. 134	街路における賭事を禁止; 街路での犯罪(大衆娯楽、動物の調教、危険な乗馬、火器の使用、風揚げ、そり滑りなど)に対する刑罰	s.23,s.54	vol.9
慣習 Prescription	慣習法(1832年) 2&3 Will. 4, c. 71	入会権の時効取得に関する諸規定(最低享受期間を30年とする)	s.1	vol.9
大衆娯楽 Public Entertainment p)	治安素乱所法(1751年) 25 Geo. 2, c. 36〔再掲〕	ロンドン及びウェストミンスター、ないしその20マイル以内で音楽やダンスを含む無許可の興行(スケート場や行楽地の出店を含む)を行うことへの刑罰; 治安素乱所の所有者に対する刑罰	ss.2-3	vol.9
	劇場法(1843年) 6&7 Vict. c. 68	劇場の許可制及び秩序維持などに関する諸規定	ss.1-24	vol.9
	大衆娯楽法(1875年) 38&39 Vict. c. 21	ロンドン及びウェストミンスターにおける大衆娯楽に関する諸規定	ss.1-3	vol.9
	競馬場許可法(1879年)42&43 Vict. c. 18	ロンドン近郊の競馬場の許可制に関する諸規定	ss.1-8	vol.9; (1)C
	子供危険行為法(1879年) 42&43 Vict. c. 34〔再掲〕	雇用できない14歳以下の子供による危険な興行の禁止	s.3	vol.9
	音楽及び舞踊許可(ミドルセックス)法 57&58 Vict. c. 15	ミドルセックスにおけるミュージックホール及び舞踊場の許可制に関する諸規定	ss.1-2	vol.9
公衆衛生 Public Health q)	公衆衛生法(1875年) 38&39 Vict. c. 55	迷惑行為にあたる動物の飼育; 都市当局は公共遊歩道や遊び場、運動場といったオープン・スペースやレクリエーション用地の維持と充実のために公費を支出できる	s.91,s.164	vol.10; (2)A
	改正公衆衛生法(1890年) 53&54 Vict. c. 59	都市当局は射撃場からの危険を防止するための条例を制定する権限をもつ; レクリエーション用地の拡張と寄付に関する規定; ミュージック・ホール及び舞踏場に関する諸規定	s.38,s.45,s.51	vol.10
社会改良 Public Improvement	都市改良条項法(1847年) 10&11 Vict. c. 34	委員会によるレクリエーション用地の購入; 労働者階級のための浴場の設置基準、料金その他の規定	s.135,ss.136-141	vol.10
	レクリエーション用地法(1859年) 22 Vict. c. 27	いかなる土地も、成人のためのレクリエーション用地(運動場)、子供のための遊園地用地として被信託人に合法的に譲渡することができる	s.1	vol.10
	都市庭園保護法(1863年) 26&27 Vict. c. 13	シティ、行政区の庭園を保護するための諸規定; 条例による保護	ss.1-8	vol.10
	公園、学校、博物館法(1871年) 34&35 Vict. c. 13	公けの公園、学校、博物館用地の寄付に関する諸規定; 提供される土地の制限	ss.1-7	vol.10
	首都オープン・スペース法(1877年) 40&41 Vict. c. 35〔再掲〕	首都委員会にオープン・スペースを確保し、維持する権限を移管	ss.1-3	vol.10
	首都オープン・スペース法(1881年) 44&45 Vict. c. 34	地方行政当局にオープン・スペースに関する権限を移管するための諸規定	ss.1-5	vol.10
	オープン・スペース法(1887年) 50&51 Vict. c. 32	首都オープン・スペース法の諸規定をイングランド、ウェールズ、アイルランドに拡張するための規定	ss.1-14	vol.10
	オープン・スペース法(1890年) 53&54 Vict. c. 15	評議会によるオープン・スペース運営による地方行政当局への権限の委譲	ss.1-4	vol.10
	博物館及び屋内運動場法(1891年) 54&55 Vict. c. 22	博物館及び屋内運動場の供給と維持を行う都市当局に関する諸規定	ss.1-15	vol.10
鉄道 Railways	鉄道統制法(1868年)31&32 Vict. c.119	プライズ・ファイトを目的とする鉄道列車を違法とする	s.21	vol.10
歳入 Revenue	関税及び内国歳入法(1869年) 32&33 Vict. c. 14	馬の所有に係る税金に関する諸規定	s.18	vol.11
	小銃許可法(1870年) 33&34 Vict. c. 57	小銃所持の年次許可税(10シリング); 税務官による許可登録; 無許可の銃使用の刑罰(狩猟時を含む); 改正狩猟法(1831年)違反の者の許可取消し; 許可証保持者が獲物の狩りを目的に日中の不法侵入の有罪となった場合は許可を取り消し	s.3,s.6,s.7,s.11,s.12	vol.11
	関税及び内国歳入法(1874年) 36&37 Vict. c. 16	馬の所有に係る税金の廃止	s.21	vol.11
船舶 Shipping r)	商船法(1894年) 57&58 Vict. c. 60	ボートにおける安全確保の義務	ss.427-430	vol.11
日曜日(安息日) Sunday s)	主日遵守法(1625年) 1 Car. 1, c. 1	主日における熊掛け、牛掛けその他の不法なスポーツや遊戯の禁止	s.1	vol.11
	主日遵守法(1627年) 3 Car. 1, c. 2	主日における商品の輸送、牛の屠殺の禁止	s.1	vol.11
	安息日遵守法(1677年) 29 Car. 2, c. 7	通常、日曜日と呼ばれる主日のより良い遵守のための諸規定(あらゆる労働の禁止)	ss.1-3	vol.11
	安息日遵守法(1781年) 21 Geo. 3, c. 49	通常、日曜日と呼ばれる主日の悪用及び冒濫を防止するための諸規定、大衆娯楽、治安素乱所の営業に対する刑罰	s.1	vol.11
	安息日遵守起訴法(1871年) 34&35 Vict. c. 87	安息日遵守法(1677年)に反する犯罪の訴追に関する諸規定の改正	ss.1-4	vol.11
	刑罰免除法(1875年) 38&39 Vict. c. 80	安息日遵守法(1781年)の改正及び刑罰の免除に関する諸規定、刑事裁判所の刑罰免除の権限	s.1	vol.11
放浪者 Vagrant	改正放浪者法(1873年) 36&37 Vict. c. 38	街路や公道など屋外における賭事、賭博、偶然によるゲーム(ピッチ・アンド・トスを含む)の禁止	s.3	vol.12

注) 分類項目におけるアルファベットは表2との重複を示す。

出典: Joseph Chitty, *Statutes of practical utility, with notes and indexes*, 5th ed., Sweet & Maxwell: London, 1894;

(1)A.Grayson(1994),(1)B.Beloff, Kerr and Detriou(1999),(1)C.McArdle(2000);

(2)A.McIntosh(1963),(2)B.Mason(1988),(2)C.Malcolmson(1973).

表5 表3で示した索引事項(関連分野別)と分類項目の対応一覧

関連分野	索引事項	分類項目			
1. スポーツと娯楽	フィールド・スポーツ	釣り(angling)	刑法、魚		
		魚(fish)〔表2-g〕	魚		
		銃(gun)	狩猟の獲物、歳入、警察		
		拳銃(pistol)	歳入、警察		
		射撃(shooting)	刑法、警察		
		野鳥(bird, wild)	鳥		
		黒雷鳥(black game)	狩猟の獲物		
		海鳥(sea birds)	鳥		
		狩猟の獲物(game)〔表2-h〕	狩猟の獲物、刑法		
		獲物の販売業者(game dealers)	狩猟の獲物、地方自治体		
		狩猟許可(game license)	狩猟の獲物、歳入		
		ゲーム・キーパー(gamekeeper)	狩猟の獲物		
		野兎(hares)	狩猟の獲物		
		ヒースの獲物(heath game)	狩猟の獲物		
		猟犬(hounds, pack of)	犬		
		密猟(poaching)	刑法、狩猟の獲物、鳥、魚		
		子犬(puppy)	犬		
		狩猟家(釣人を含む)(sport)	狩猟の獲物、魚、歳入		
		アニマル・スポーツ	動物(animals)〔表2-a〕	動物、刑法、公道、警察、公衆衛生、鉄道	
			動物虐待(animals, cruelty to)	動物、警察	
	あなぐま(badger)		動物、警察		
	動物掛け(baiting)		動物、警察、日曜日(安息日)、犬、公道		
	熊(bear)		動物、警察		
	鶏(cock)		動物、警察		
	馬(horse)		動物、警察、公道、犬、歳入		
	兎(rabbits)		動物		
	競馬(horse-racing)		遊戯と賭博、大衆娯楽、動物(投票、鞭打ち)		
	スウィープ・ステイクス(sweepstakes)		遊戯と賭博		
	不法な遊戯	ハザード(hazard)	遊戯と賭博		
		富くじ(lotteries)	遊戯と賭博		
		ピッチ・アンド・トス(pitch and toss)	放浪者		
		ラッフルズ(raffles)	遊戯と賭博		
		ロリ・ポリー(roly-poly)	遊戯と賭博		
		自転車	公道、地方自治体		
		ビリヤード	遊戯と賭博、醗酵アルコール飲料		
	ダンス	地方自治体、大衆娯楽、公衆衛生、陸軍			
	ブライズ・ファイト	ブライズ・ファイト(prize fight)	刑法、鉄道、大衆娯楽		
	ボート	ボート(boats)	船舶〔表2-r〕		
	凧あげ	凧(kite)	警察		
	2. 場所と時間	場所	舞踏場(ball, public)	醗酵アルコール飲料、地方自治体、大衆娯楽	
			浴場と洗濯場(baths and washhouses)〔表2-b〕	浴場と洗濯場、地方自治体、社会改良	
			人会地(common)	囲い込み、狩猟の獲物、慣習、地方自治体	
			定期市(fair)	市場と定期市、地方自治体、醗酵アルコール飲料、警察	
			屋内運動場(gymnasium)	浴場と洗濯場、社会改良	
			公道(highway)〔表2-j〕	公道	
囲い込み(inclosure)〔表2-k〕			囲い込み		
オープン・フィールド(open field)			囲い込み		
オープン・スペース(open spaces)			公衆衛生、社会改良、首都ロンドン		
運動場(playground)			社会改良、地方自治体、公衆衛生、慈善事業		
遊び場(pleasure ground)			公衆衛生		
行楽地(public resort)			警察、大衆娯楽		
競馬会(race)			遊戯と賭博、醗酵アルコール飲料、大衆娯楽、地方自治体		
レクリエーション用地(recreation ground)			社会改良、囲い込み、地方自治体、公衆衛生、浴場と洗濯場		
小銃射撃場(rifle ranges)			軍用地		
屋内射撃場(shooting gallery)			公衆衛生		
スケート場(skating rink)			大衆娯楽		
プール(swimming baths)			浴場と洗濯場		
劇場(theatres)			大衆娯楽、地方自治体、首都ロンドン、警察		
時間			休日(holiday)	休日、地方自治体、工場と商店、日曜日(安息日)	
		主日(Lord's day)	日曜日(安息日)		
		日曜日;安息日(sunday)〔表2-s〕	日曜日(安息日)、工場と商店、狩猟の獲物、市場と定期市		
		3. その他(上記以外の表2における分類項目)	c).慈善事業	慈善事業(charities)	慈善事業
			d).刑法	刑法(criminal law)	刑法
				傷害(bodily harm)	刑法
			e).教育	教育(education)	教育、工場と商店
			f).工場と商店	工場(factory)	工場と商店、教育、休日
			i).遊戯と賭博	遊戯と賭博(games and gaming)	遊戯と賭博、警察、刑法、市場と定期市、放浪者
				賭事(betting)	遊戯と賭博、醗酵アルコール飲料、未成年者と子供、警察、放浪者
			賭博(gambling)	破産、放浪者	
l).未成年者と子供	未成年者と子供(infants and children)		未成年者と子供、地方自治体		
	危険な行為(dangerous performance)		未成年者と子供、大衆娯楽		
m).地方自治体	地方自治体(local government)		地方自治体		
n).市場と定期市	市場と定期市(markets and fairs)		市場と定期市、醗酵アルコール飲料、地方自治体		
o).警察	警察(police)		警察		
p).大衆娯楽	楽しみ(amusement)		大衆娯楽		
	大衆娯楽(public entertainment)		大衆娯楽、警察、日曜日(安息日)		
q).公衆衛生	公衆衛生(public health)		公衆衛生、地方自治体		

戯」の定義から削除した点にある。そのこともあり、表5では、「偶然による遊戯」に該当するものも「不法な遊戯」としてまとめている。¹⁶⁾

ボートが「商船法」(1894年)、そして乗馬や自転車が「公道法」(1835年及び1878年)にそれぞれ関連する規定が見られたことはいわば当然の結果だったかもしれない。ただし、ここでは自転車の規制に関する条例を制定する権限を地方自治体に認めた「地方自治体法」(1888年)の存在を示すことができた。¹⁷⁾ また、ビリヤードは「賭博法」(1845年)によって許可制が導入されたが、それに加え、「内国歳入法」(1880年)でも「酩酊アルコール飲料」との関連が認められた。

プライズ・ファイトは素手で行う拳闘試合であり、早くは「治安紊乱所法」(1751年)の成立以後、治安判事による禁圧が行われるようになったという指摘もある。¹⁸⁾ また、「対人犯罪法」(1861年)では「理由ある殺人」の規定がより明確なものとなった結果、そのことがスポーツ中の「暴力」に関する裁定にも影響を及ぼしたことが指摘されている。¹⁹⁾ さらに、プライズ・ファイトの為の専用列車の運行を禁じた「鉄道統制法」(1868年)は、管見では、制定法を通じてプライズ・ファイトの違法性が示唆された唯一の事例といえる。²⁰⁾

街路での凧あげを禁止するための刑罰は「地方警察条項法」(1847年)で確認された。もっとも、同様の行為は、「首都街路法」(1867年)にも記載されていたことから、ロンドンでも違法だったことがわかる。

ダンスは「大衆娯楽」の分類項目に示された複数の制定法に加え、「地方自治体法」(1888年)や「改正公衆衛生法」(1890年)にも関連する規定が見られた。ただし、多くは舞踏場や劇場といったダンスを行う場所の許可制に関する内容であり、その他にアルコール販売に関する規定もあった。

5.2 場所と時間

スポーツと娯楽そのものに関する規定とともに、スポーツ史の観点から見て特に重要だと考えられたのが、スポーツが実施される場所と時間に関する規定であった。

まず、場所に関しては、「浴場と洗濯場」、「囲い込み」、「地方自治体」、「公衆衛生」、「社会改良」といった相互に関連し合った分類項目が注目に値しよう。McIntoshが指摘していたのは1846年の「浴場及び洗濯場法」であるが、1847年法は設置基準と使用料金に関する規定を定め、1878年法は屋内プールもこの分類項目に含まれること、また施設管理に関する権限を地方自治体に移管することを定めていた。これは1871年の「地方自治体委員会法」が、上記の「浴場及び洗濯場法」と1848年の「公衆

衛生法」に基づく権限を有する地方自治体委員会の設置を認めたことを前提とするものだったと考えられる。

都市におけるレクリエーション用地の供給に関しては、「社会改良」に分類された「都市改良条項法」(1847年)が各都市の委員会による用地購入の規定を定めており、まだ囲い込まれていない土地をレクリエーション用地として保護する規定を有した「囲い込み法」(1845年)を含め、娯楽用地に関する制定法が1836年の「囲い込み法」を別にすれば、いずれも1840年代後半に集中していたことがわかる。

レクリエーション用地の歴史的重要性については、すでに平松による指摘が見られる。²¹⁾ 平松は、入会地及びオープンスペースが「運動やレクリエーションの慣習的権利に服する土地」というコモンロー上の基準に加え、1830年代以降、産業革命後の都市問題の解決策として緑地のオープンスペース化が積極的に謳われたことを指摘しており、このことを背景に成立したいくつかの制定法について言及している。ただし、屋内の運動場やプールの設置を促すことになった「都市改良条項法」(1847年)や「公衆衛生法」(1848年)、専門的なスポーツ及び娯楽関連施設である舞踏場、行楽地、競馬場、スケート場、劇場などに関する規定を有した「大衆娯楽」に関わる制定法、そして「首都警察法」(1839年)、「地方警察条項法」(1847年)についてはふれていなかった。

なお、定期市がとくに民衆にとっては貴重な娯楽機会でもあったことはレジャーに関する社会史研究がすでにくりかえし主張してきたところである。とくに定期市を専門的に扱った川島の研究(1986年)は、「定期市法」(1871年)がイングランド及びウェールズの「不要」な定期市を廃止する権限を治安判事から内務省に移管する以前は、ロンドンでは「首都警察法」(1839年)が、また地方においてはおそらく「地方警察条項法」(1847年)が治安判事や警察による取締りの際の法的根拠となっていたことを教えてくれるのである。²²⁾

小銃射撃場や教練場に関わる規定を有していたことから表4では「軍用地法」(1892年)を挙げたが、*Chronological Table of the Statutes*によれば、同名の制定法は1897年と1900年にも施行されている。²³⁾ また1892年法によれば、同法が廃止したのは、「国防法」(1859年)、「志願兵法」(1863年)、「軍隊統制法」(1871年)、「砲術及び小銃射撃場法」(1885年)、「教練用地法」(1886年)、「兵舎法」(1890年)、「射撃場法」(1891年)に含まれていた諸規定であり、これらに関する詳細な検討は今後の課題とすることにしたい。

次に時間に関わる分類項目についてであるが、関連する規定を確認できたのは「工場と商店」、「狩猟の獲物」、

「休日」、「地方自治体」、「市場と定期市」、「日曜日（安息日）」という6つの分類項目に関わる制定法であった。

レジャーに関する一連の社会史研究では、19世紀半ば以降のイギリスで見られたレジャー活動の展開と普及を促した背景として、とくに労働者階級の実質賃金の上昇と余暇時間の増大に注目が為されてきた。その意味で、年4回の銀行休日（バンク・ホリデー）を定めた「銀行休日法」（1871年）は、イギリス人が国民的規模でレジャーを楽しめるようになるための重要な規定だったといえる。²⁴⁾ それというのも、イギリスでは安息日と同義である日曜日が、古くから労働のみならず娯楽についても、法的に禁じられた日であったという歴史的経緯があるからである。²⁵⁾ そこから、「休日」とは反対に、「日曜日（安息日）」に関する規定については、いずれもこの日のスポーツ及び娯楽を禁ずる内容であり、狩猟についても例外ではなかったのである（「改正狩猟法」（1831年））。

5.3 まとめ

表3で示した79項目の索引事項に対し、それぞれ関連する分類項目を見てみると、一つの索引事項でも分類項目が複数にまたがっているものが少なくなかったことがわかる。

関連する分類項目として挙げた中で最も多くの事項との関連が認められたのは「警察」であり、次が「地方自治体」であった。関連件数の多寡がただちに規定そのものの歴史的重要性を示すわけでは勿論ないが、これらの分類項目で、とくに多くの関連規定を有していた「首都警察法」（1839年）及び「地方警察条項法」（1847年）、そして「地方自治体委員会法」（1871年）、「地方自治体法」（1888年及び1894年）」とその影響については、スポーツ史の観点から改めて検討を加える必要があるように思われる。

これら以外に多くの関連が示されたのは、「狩猟の獲物」、「遊戯と賭博」、「動物」、「大衆娯楽」、「刑法」、「公衆衛生」などの分類項目であり、先行研究でもすでに関連性が示されていたものであるが、本稿では、いずれの項目においても、先行研究だけでは明らかにされていなかった規定及び制定法を示すことができた。

6. 今後の課題

最後に、スポーツに関する「規制」を有したと考えられる分類項目についてふれておくことにしたい。

表4で示した分類項目の中で、とくにスポーツに直接関わる「規制」（禁止や制限）を有することが確認できたのは、次のとおりであった。

「動物」、「陸軍」、「鳥」、「刑法」、「犬」、「魚」、「狩猟の獲物」、「遊戯と賭博」、「公道」、「未成年者と子供」、「酩酊アルコール飲料」、「市場と定期市」、「首都ロンドン」、「警察」、「大衆娯楽」、「公衆衛生」、「鉄道」、「歳入」、「船舶」、「日曜日（安息日）」、「放浪者」

19世紀イギリスのスポーツに関わる「規制」ないしはその違法性を明らかにするためには、少なくとも上記の項目に分類された制定法について検討することが必要となるであろう。

〔注〕

- 1) 松井良明「コモンローとスポーツ：19世紀イギリスにおける『不法な遊戯』と『合法的スポーツ』」、『スポーツ史研究』8、1995年、pp.15-16、及び同上「スポーツと『理由ある殺人』：英国法における権威的典籍を手掛かりにして」、『スポーツ史研究』10、1997年、p.107。また、ボクシングの合法化については、松井良明「懸賞拳闘試合と刑法：19世紀イギリスにおける諸判例の検討を通して」、『スポーツ史研究』4、1991年及び同上「ファイティングとボクシング：イギリスにおけるプロ・ボクシングの合法化をめぐる」、『体育の科学』44-8、1994年、Michael Gunn and David Ormerod, 'Despite the Law: Prize-fighting and Professional Boxing,' in Steve Greenfield and Guy Osborn eds., *Law and Sport in Contemporary Society*, Frank Cass: London, 2000., pp.23-25、フットボールにおける免責については、Simon Gardiner, *Tackling from Behind: Interventions on the Playing Field*, in *Ibid.* pp.104-104を参照。なお、イギリス法における「理由ある殺人」については、「免責される殺人」という訳語も当てられる。高柳賢三・末延三次編『英米法辞典』有斐閣、1952年、p.167、田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、317頁。
- 2) コモンローとの関わりを論じたものに松井（1995年）、「理由ある殺人」に着目して権威書の分析を行ったものに松井（1997年）がある。また、「不法な遊戯法」については松井良明「スポーツ社会史の射程：近世英国における弓術奨励と不法な遊戯をめぐる」、近藤英男・稲垣正浩・高橋健夫編『新世紀スポーツ文化論』タイムス、pp.161-183、2000年、「動物虐待法」については同上「失われた民衆娯楽：イギリスにおけるアニマル・スポーツの禁圧過程」、有賀郁敏他著『スポーツ』ミネルヴァ書房、pp.99-143、2002年所収がある。
- 3) 田中、前掲書、p.664。

- 4) 過去の制定法を知るのに私的な法令集にたよらざるを得ないのは、19世紀後半にいたるまでイギリス議会が法令集の刊行を直接行うことがなかったためである(田中、前掲書、pp.809-810)。
- 5) Joseph Chitty, *Statutes of practical utility, with notes and indexes*, 5th ed., vols.1-16 (by John Mounteney Lely), Sweet & Maxwell: London, 1894. 『オックスフォード法事典 (David M. Walker, *The Oxford Companion to Law*, Clarendon Press: Oxford, 1980)』によれば、本法令集の初版は1829年に刊行されており、その後も版を重ね、1940年代まで継続して刊行された。最大の特徴は、刑法、民法、商法などによる区別なく、版ごとに出版年直前までの「現行法」について、その対象とする分類項目別にその時点で有効な制定法をすべて収録することで実務者に益する体裁をとっていた点にある。なお、Joseph Chitty (1776-1841) は Middle Temple に入学後、ロンドンを中心とする巡回裁判区の訴答作成専門弁護士 (special pleader) として活躍した後、1816年に the Bar (法曹団) に迎えられたバリスタ (Barrister) で、『实用制定法集』の刊行以外にも、為替手形法、国際法、刑法、商法、判例法に関する仕事を行っている。ちなみにハーバード大学図書館では Halsbury の法令集とともに、Chitty の『实用制定法集』第4版 (1880年) がイギリスにおける過去の制定法を知る資料として紹介されているが、そこで扱われている制定法が1880年までであること、また、同書第5版が国立国会図書館に所蔵されていることから、本稿では第5版を用いることにした。
- 6) A: Edward Grayson, *Sport and the law*, 2nd ed., Butterworth & Co. Ltd: London, 1994, B: Michael Beloff, Tim Kerr, Marie Demetriou, *Sports Law*, Hart Publishing: Oxford, 1999, C: David McArdle, *From Boot Money to Bosman : Football, Society and the Law*, Cavendish Publishing: London, 2000. なお、Grayson については 3rd ed, Butterworth & Co. Ltd: London, (2000) も参照したが、同版では「公益ユース法 (1601年)」、「騒擾損害賠償法 (1886年)」、「証人 (公共調査) 保護法 (1892年)」の記載がなく、本稿では 2nd ed. (1994) に依拠することにした。
- 7) A: Peter C. McIntosh, *Sport and Society*, C. A. Watts & Co.: London, 1963 (ピーター・マッキントッシュ著、石川旦・竹田清彦訳『スポーツと社会』不味堂、1970年), B: Tony Mason, *Sport in Britain*, Faber and Faber: London, 1988 (トニー・メイソン著、松村高夫・山内文明訳『英国スポーツの文化』同文館、1991年), C: Robert W. Malcolmson, *Popular Recreations in English Society 1700-1850*, Cambridge University Press: Cambridge, 1973 (ロバート・W・マーカムソン著、川島昭夫・沢辺浩一・中房敏朗・松井良明共訳『英国社会の民衆娯楽』平凡社、1993年)。
- 8) Beloff, Kerr and Demetriou, *op. cit.*, p.106. なお、フィールド・スポーツが「ゲームの最後に勝者が明確になる競技スポーツ」には該当しないとする同書の見解については再考の余地があるかもしれない。というのも、18世紀以降、猟銃の性能が向上して狩猟の形態が変化し、獲物を大量に捕獲してその数を競う競技化が進んでもいたからである。川島昭夫「狩猟法と密猟」、村岡健次・鈴木利章・川北稔編『ジェントルマン—その周辺とイギリス近代—』ミネルヴァ書房、1987年、pp.160-161。また、釣りにも同様の傾向が見られた。飯田操『釣りとイギリス人』平凡社、1995年、pp.146-151及び John Lowerson, 'Angling,' in Tony Mason (ed.), *Sport in Britain: A Social History*, Cambridge University Press: Cambridge, 1989, pp.27-32を参照。イギリスにおけるスポーツ活動に対し、制定法がそれほど大きな影響は及ぼしてこなかったという指摘もある。Beloff, Kerr and Demetriou, *op. cit.*, p.36.
- 9) ここで特に問題となるのは sport と recreation の違いであろう。たとえば、Malcolmson は同書の前書きで 1755年に刊行された Samuel Johnson の *A Dictionary of the English Language* (2 vols.: London) を引用し、こう語っている。「『娯楽recreation』という語が何を意味するか [中略]、その定義については、『気散じ diversion』を、『スポーツ sport—憂いからひき離すことで心をなごませるもの』と言ったのけた Samuel Johnson に依拠すれば良い」(Malcolmson, *op. cit.*, p.4)。すなわち、Malcolmson によれば、同時代のイギリスでは、recreation、sport、diversion、pastime といった用語の間に明確な区別はなかったということである。また、McIntosh もこう述べている。「Sport はこのように多くの点で人間の生活に関わっている。それがあまりに多いために、スポーツ活動 (sporting activity) を定義付けたり、限定することが困難なほどである。[中略] 名詞としてのそれは、男性、女性、ゲーム (ないしは獲物) game、娯楽 pastime、追走 chase、狩猟 hunt、闘い fight、冗談 joke、あるいは植物の突然変異にすら使われている」(McIntosh, *op. cit.*, pp.10-11)。このように歴史的概念としての sport の意味が広範に及んだことから、recreation との境界も曖昧だったといわざるを得ない。(娯楽については Grayson (1994) p.111, ditto (2000) pp.206-207 も参照。)

だがMasonは、sportの歴史的な背景を踏まえながらも、同書で対象としたsportの意味を「近代的な競技スポーツ」に限定している。同書の「日本版への序文」において、彼はこう語っている。「日本語には本来、『スポーツ』にあたる言葉は存在しなかった。そこで他の諸国と同様に、英語のsportという言葉を取り入れて使用したのである。球技や、レスリング、ボクシングといった格闘技は、英国以外の多くの国の文化にも共通するものであったが、スポーツが体系化され組織化されたのは、19世紀の英国においてであった。スポーツという言葉が、スポーツ活動をトランプやその他の娯楽から区別する近代的意味を帯びるようになったのは、やはり英国においてであった」(前掲訳書、p.xi)。本稿でも、recreationとsportの概念については上記3つの先行研究に依拠しているが、ほぼ同義語ともとれる両語を区別したのは、Masonの指摘にもあるように、19世紀のイギリス社会が、sportをrecreationと区別し始める過渡期であった可能性があること、また本稿においては狩猟に代表されるフィールド・スポーツやアニマル・スポーツをsportの概念に含めるのが妥当と判断したことによる。なお、イギリスでは「体育」の原語であるphysical educationが教科名として用いられるようになるまでは、同様の内容を示すphysical trainingという用語が一般的だったことから、ここではphysical trainingについても「体育」の訳語を用いている。また、これ以外にもphysical instruction、physical exercises、drillが同様に用いられていたという。Alan Penn, *Targeting Schools: Drill, Militarism and Imperialism*, Woburn Press: London, 1999, p.29。

- 10) H. M. Stationary office: Norwich, 2003. とくに制定法の略称については、「略称法」(1896年)c. 14によって公式に整理がなされたという経緯があり、本稿では同資料による確認と略称の統一を行うこととした。
- 11) 釣りについては、飯田、前掲書、pp.166-169にも言及が見られるが、ここで紹介されている制定法は「鮭漁法(1861年)」のみである。また川島(1987年)は狩猟法を中心に歴史的な分析を行っており、釣りや射撃に関わる制定法についてはふれていない。
- 12) 松井(2002年)前掲論文及びBrian Harrison, 'Animals and the State in 19th-century England,' in *English Historical Review*, Oct., 1973。
- 13) Mike Huggins, *Flat Racing and British Society 1790-1914: A Social and Economic History*, Frank Cass: London, 2000, p.195. Hugginsは各自治体による競馬会の開催を促した制定法として、「自治体法人法」(1835年c.76及び1882年c.50)を挙げている(p.69, p.149, p.220)が同法の詳細な分析は行っていない。
- 14) David Dixon, *From Prohibition to Regulation: Bookmaking, Anti-Gambling, and the Law*, Oxford University Press: Oxford, 1991, Mark Clapson, *A bit of a flutter: Popular gambling and English society, c.1823-1961*, Manchester University Press: Manchester, 1992.
- 15) 松井(2000年)を参照。
- 16) 中房敏朗『『賭博法』による『不法な遊戯法』大幅撤回の理由について：議会記録にみる『賭博法』制定までの経過』、『スポーツ史学会第4回大会発表抄録集』、1990年、pp.6-7、及びHuggins, *op. cit.*, p.195を参照。なお、ハザードはサイコロ、ピッチ・アンド・トスはコイン、ロリ・ポリーはルーレットを用いた「偶然の遊戯」であり、ラッフルズは「賭博法」(1738年)で富くじに準ずるものと規定された。
- 17) 自転車がイギリスで人気を呼ぶようになるのは1870年代以降のことである。1878年にはサイクリスト・ツーリング・クラブと自転車同盟が結成されたが、後者は初の全国的統轄団体だった。自転車や自転車競技の発展と法との関わりについては今後の重要な研究課題であろう。Richard William Cox, Grant Jarvie, Wray Vamplew, *Encyclopedia of British Sport*, ABC-Clio: Oxford, 2000, pp.96-99.
- 18) 松井良明「ブラッディ・スポーツとく名誉の観念」：19世紀イギリスにおけるボクシングの『改良』をめぐって」、谷川稔他著『規範としての文化：文化統合の近代史』平凡社、1990年、p.480及びMalcolmson, *op. cit.*, p.145.
- 19) 松井(1997年)を参照。
- 20) 松井(1991年)を参照。
- 21) 平松紘『イギリス環境法の基礎的研究：コモンズの史的変容とオープンスペースの展開』敬文堂、1995年、pp.12-13及びpp.219-244を参照。
- 22) 川島昭夫「19世紀ロンドンのフェア」、中村賢二郎編『歴史のなかの都市：続都市の社会史』ミネルヴァ書房、1986年、所収、p.267。なお、娯楽機会としてのフェアに関する記述が見られる主要な社会史研究は以下のとおりである。Malcolmson, *op. cit.*, Peter Bailey, *Leisure and Class in Victorian England: Rational recreation and the contest for control, 1830-1885*, Routledge & Kegan Paul: London, 1978, James Walvin, *Leisure and Society 1830-1950*, Longman: London, 1978, Hugh Cunningham, *Leisure in the Industrial Revolution*, St. Martin's Press: New York, 1980.
- 23) *Chronological table of the statutes*, 2003, p.614.

- 24) 川島昭夫「リゾート都市とレジャー」、角山栄・川北稔編『路地裏の大英帝国—イギリス都市生活史—』平凡社、1982年、pp.213-214.
- 25) イギリスの日曜日（安息日）の歴史的問題に関しては、川島昭夫「イギリス人の日曜日」、『経済評論』1983年10月、所収、Brian Harrison, 'Religion and Recreation in 19th-century England', in *Past & Present*, 39, 1967を参照。

